

## 平成28年度労働報酬下限額

(1) 工事請負契約（条例第6条第1項第1号関係）

〔単位：円（1時間当たり）〕

No	職 種	労働報酬下限額	No	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2,040	27	普通船員	2,110
2	普通作業員	2,020	28	潜水士	3,560
3	軽作業員	1,320	29	潜水連絡員	—
4	造園工	2,020	30	潜水送気員	2,500
5	法面工	2,460	31	山林砂防工	2,360
6	とび工	2,460	32	軌道工	3,670
7	石工	—	33	型わく工	2,410
8	ブロック工	—	34	大工	2,260
9	電工	2,100	35	左官	2,280
10	鉄筋工	2,280	36	配管工	2,000
11	鉄骨工	2,190	37	つり工	2,400
12	塗装工	2,340	38	防水工	2,380
13	溶接工	2,500	39	板金工	2,260
14	運転手（特殊）	2,110	40	タイル工	—
15	運転手（一般）	1,860	41	サッシ工	—
16	潜かん工	3,150	42	屋根ふき工	—
17	潜かん世話役	3,720	43	内装工	2,480
18	さく岩工	2,470	44	ガラス工	2,310
19	トンネル特殊工	2,840	45	建具工	—
20	トンネル作業員	2,380	46	ダクト工	2,000
21	トンネル世話役	3,310	47	保温工	2,350
22	橋りょう特殊工	2,930	48	建築ブロック工	—
23	橋りょう塗装工	3,040	49	設備機械工	2,350
24	橋りょう世話役	3,390	50	交通誘導員 A	1,310
25	土木一般世話役	2,250	51	交通誘導員 B	1,100
26	高級船員	2,650			

(注) 石工、ブロック工、潜水連絡員、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、建具工及び建築ブロック工については、兵庫県設計労務単価が公表されていないため、当該職種に該当する労働者等については、事前に既存職種の労働報酬下限額で合意を得ること。

(注) この表に掲げる職種に該当する労働者等のうち、見習い、軽作業等を行う者については、840円とする。ただし、使用者が当該労働者等の合意を得た場合に限る。

(2) 工事又は製造以外の請負契約及び指定管理協定（条例第6条第1項第2号関係）

労働報酬下限額	840円（1時間当たり）
---------	--------------